

臨床研修病院の募集定員の見直しについて

1. 趣旨

- 臨床研修制度の見直しの中、国の定める「都道府県別の募集定員の上限」の計算方法が見直されることになり、本県の募集定員の上限が、現在の県内の臨床研修病院の募集定員の合計を下回ることから、県内の臨床研修病院の募集定員の調整を行う必要がある。

臨床研修制度の見直しの概要

	これまで		今後（R3採用～）	
臨床研修病院の指定・取消	国		県	
臨床研修病院の募集定員の調整				
① 県の募集定員の上限の設定	国	230 (R2)	国	××
② 病院の募集定員の決定	県	159 (R2)	県	××
(参考) マッチ者数 (過去5年)	103～120			
(参考) 採用数 (過去5年)	90～107			

2. 対応方針

(1) 募集定員の調整方針

- できる限り多くの臨床研修医を採用するため、過去の採用実績を踏まえ募集定員を調整する。
- ・大学病院の小児科・産婦人科の特別コースは、採用実績に関わらず、必要数を割り振り
 - ・過去5年間の平均採用数（可能であれば、平均マッチ者数）を保証するように割り振り
 - ・臨床研修病院には、最低2名の定員を割り振り

(2) 臨床研修病院間の協力体制の強化

- アンマッチ者の増加に備え、臨床研修病院関係者等は、医学生に対して、複数の臨床研修病院に登録するよう呼びかける。
- 地域医療対策協議会では、臨床研修病院（特に採用実績が2名未満）に対し、金大病院及び医科大病院を協力施設とするたすき掛けの研修を準備することを要請